

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年10月15日

石巻市長 齋藤 正 美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 寄磯地区避難道路用地測量業務
- (2) 業務場所 石巻市寄磯浜前浜ほか1字地内
- (3) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要 路線測量
用地幅杭設置測量 L=0.48km
用地測量
境界確認 A=4.1万㎡
境界測量 A=4.1万㎡
公共用地境界確定協議
公共用地境界確定協議 一式
- (5) 支払条件 前金払、中間前金払及び部分払 有
- (6) 入札方法 制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第2号に規定する入札後資格審査型）
※ 「非参集型入札」対象業務とする（ホームページの「非参集型入札の手続きについて（お知らせ）」を参照のこと。）。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。
 - ① 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）に登録され、石巻市内に本店を有する者
 - ② 「測量・建設コンサルタント等業務」の承認簿において、「測量」の登録がされている者
 - ③ 次のいずれにも該当する管理技術者及び照査技術者を配置することができる者
 - ア 当該入札参加者と直接的な雇用関係にある者
 - イ 測量士の資格を有する者

(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ① 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- ② 令第167条の4に規定する者
- ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑦ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑧ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札後資格審査用一般競争入札参加申請書の提出期限	令和7年10月23日(木) 午後5時 必着	建設部道路課建設総務係 ※郵送の場合 「一般書留」又は「簡易書留」
入札書の提出期限	※ 二重封筒とし「入札参加申請書」を外封筒に、「入札書」を中封筒に封かんの上、郵送又は窓口持参すること。	
入札日(開札日)	令和7年10月24日(金) 午前9時から	
入札参加資格審査書類の提出期限	令和7年10月28日(火) 午後5時必着 郵送による詳細は後記9(2)を参照のこと。	建設部道路課建設総務係 ※ 普通郵便も可とする
設計図書等の閲覧	令和7年10月15日(水) から 令和7年10月23日(木) まで	石巻市ホームページ
設計図書等に対する質問の受付	令和7年10月15日(水) から 令和7年10月17日(金) まで メール: isroad@city.ishinomaki.lg.jp Fax: 0225-23-4345	建設部道路課建設総務係 (Fax 可) 最終日は正午まで ※ メール本文に、業務名、商号又は名称、代表者名及び質問者名を記載し、質問をすることが出来る。
回答書の閲覧	令和7年10月21日(火) から 令和7年10月23日(木) まで	石巻市ホームページ 初日の午後1時から掲載

(注) 入札公告の開始日から設計図書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、閲覧図書等で設計図書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限、場所等を厳守し、郵送(「一般書留」又は「簡易書留」に限る。以下同じ。)又は窓口持参により提出すること。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6 最低制限価格

本公告の業務については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。そのため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となる。

7 入札の回数

- (1) 入札執行回数は原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は再度入札を行うものとし、再度入札の回数は2回を限度とする。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

8 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札後資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、落札者決定時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

9 入札参加資格の確認・落札者の決定等

- (1) 落札者については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、最低制限価格以上、予定価格以下の範囲内で最低の価格を提示した者（以下「落札候補者」という。）について入札参加資格の有無を審査し、決定するものとする。

- (2) 入札参加資格審査書類の提出

落札候補者は、下記の入札参加資格審査書類を入札日（開札日）の翌々日（休日条例に規定する休日を除く。）午後5時までに建設部道路課宛てに郵送により提出すること（入札書を送付する際の外封筒に同封することも可とする。）。ただし、状況により、入札日（開札日）の翌々日（休日条例に規定する休日を除く。）以降に期限を定めて、落札候補者から順に低い価格を提示した者の中から、入札参加資格審査書類の提出を求める場合がある。

なお、入札参加資格審査書類を期限内に提出しない者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

- ① 配置を予定する技術者に関する調書（別様式2）及び資格を有することを証するものの写し
- ② 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく測量業者の登録を行っていることを証する登録通知の写し又は証明書の写し
- ③ 配置を予定する技術者の健康保険被保険者証の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通

- (3) 入札参加資格の審査は、開札日の翌日から起算し、原則として4日以内（休日条例に規定する休日を除く。）に行うものとする。
- (4) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。
- (5) 上記(2)のなお書き又は(4)により、落札候補者の入札を無効とした場合は、次順位価格を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。
- (6) 上記(5)の場合において、次順位価格を提示した者の入札が無効となったときは、次順位価格か

ら順に低い価格を提示した者について、上記(5)の内容を準用する。

- (7) 上記(1)又は(5)（上記(6)において準用する場合を含む。）の審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者と決定するものとする。
- (8) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

10 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果等通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

11 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を入札者に対してファクシミリ又は電子メールにより行う（前記9(3)等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

12 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

13 その他

- (1) この制限付き一般競争入札については、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）を準用する。
- (2) 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。
https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/03_koujitou_nyusatsu_sankakokoroe.pdf
- (3) 落札者は、この業務に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (4) 実際に生じた本市の損害額が上記(3)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。
また、本規定は上記(3)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。
- (5) 詳細又は不明な点については、石巻市建設部道路課建設総務係に照会のこと。

電話：0225-95-1111（内線5651） FAX：0225-23-4345

メール：isroad@city.ishinomaki.lg.jp